

台風等自然災害時における生徒の登校について

奈良市・生駒市・大和郡山市のいずれかに警報（暴風、大雨、洪水、大雪等）が発令された場合

- 1 上記の警報が発令されている場合、生徒は登校しないで自宅待機をすること。
- 2 午前6時30分まで（6時30分を含む）に警報が解除された場合は、予定通り授業を行うので、速やかに安全な方法で登校すること。
- 3 午前6時30分を過ぎて、午前10時まで（午前10時を含む）に警報が解除された場合は、第5限目から授業を行うので速やかに安全な方法で登校すること。
- 3 午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休業となるので家庭学習を行うこと。
- 4 土曜日において講座等がある場合や平日で半日の場合は、午前6時30分を過ぎても警報が解除されない場合は臨時休業とする。
- 5 交通機関の状況等で登校できない場合や危険を伴う場合、奈良市・生駒市・大和郡山市以外の居住地に警報が発令されている場合は、生徒は登校しないで自宅待機をすること。
- 6 「問い合わせ電話」の禁止について
授業の有無などについて、学校への問い合わせの電話は、「緊急連絡通話の妨げ」となるので慎むこと。ただし、緊急事項として、学校へ重大な通話をぜひ必要とする場合は、この限りではない。

定期考査中に奈良市・生駒市・大和郡山市のいずれかに警報（暴風、大雨、洪水、大雪等）が発令された場合

- 1 上記の警報が発令されている場合、生徒は登校しないで自宅待機をすること。
- 2 午前6時30分まで（午前6時30分を含む）に警報が解除された場合は、予定通り考査を行うので、速やかに安全な方法で登校すること。
- 3 午前6時30分を過ぎて、午前10時まで（午前10時を含む）に警報が解除された場合は、午後1時から考査を行うので、速やかに安全な方法で登校すること。
- 4 午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、休校となるので、考査期間を延長し、当該日の考査はその最終日に実施する。
- 5 交通機関の状況等で登校できない場合や危険を伴う場合、奈良市・生駒市・大和郡山市以外の居住地に警報が発令されている場合は、生徒は登校しないで自宅待機をすること。
- 6 「問い合わせ電話」の禁止について
考査の有無などについて、学校への問い合わせの電話は、「緊急連絡通話の妨げ」となるので慎むこと。ただし、緊急事項として、学校へ重大な通話をぜひ必要とする場合は、この限りではない。